

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

はじめに・・・申請は必要ですか？

高校生等（※1）、新生児（※2）、公務員は申請が必要です。裏面参照

※1 平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生等）

※2 令和4年3月1日から令和4年3月31日に生まれた新生児

※令和3年9月分の児童手当受給対象となる児童、令和3年9月1日から令和4年2月28日までに生まれ、児童手当の手続きを終えた新生児はプッシュ型で支給のため申請は不要です。（公務員は除く）

！！ご自身が受給対象かどうか分からない場合は、申請してください！！

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

①平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童（高校生等）（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）（申請書提出要）

②令和3年9月分の児童手当（本則給付）受給対象となる児童（申請書提出不要）

③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）（一部申請書提出不要）

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

※令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方に限ります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

申請が必要な方：高校生等については申請書一式を1月下旬にご自宅に郵送します。また、以下のホームページからも申請書をダウンロードし、郵送で申請いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/kyuufukinn1213.html>



申請書が集中受付センターに到着次第、受給資格の審査確認を経て、順次支給予定です。支給日については、申請書をご郵送いただいてから約1か月程度を目安にお考えください。※繁忙期にはそれ以上の時間を要する場合がございます。

申請書は令和4年2月28日までに投函ください。

※申請書提出不要の対象者の方には、令和3年12月27日より順次お振込予定です。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

①支給申請を行った保護者

申請書で指定した口座に振り込みます。

②児童手当（本則給付）を受給している保護者及び一部の新生児の保護者

児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

高校生等については申請書による申請が必要です。

申請書が集中受付センターへ到達次第、受給資格の審査を経て、順次支給する見込みです。

横浜市

①申請書による申請が必要な世帯に令和4年1月下旬にダイレクトメールにて申請書一式をご送付。

②同封の返信用封筒にて申請書を返送。
※令和4年2月28日までにご投函ください。

③申請書に記載された銀行口座等へ振り込みます。

※申請書提出不要の方については児童手当振込用口座に令和3年12月27日以降順次振込予定です。

子育て
世帯

申請が必要な方
（「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方）※高校生等や一部の新生児の保護者及び公務員等

私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方）

例えば、次に記載する方は申請が原則必要です。※詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- ・平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生等）（公務員含む）（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者）
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**
- ・令和4年3月1日から令和4年3月31までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（**新生児**）の保護者 等

※公務員の方は高校生等に届く申請書に中学生以下の児童の情報も記載して返送いただけます。
公務員の方で中学生以下の児童のみの場合は申請書をホームページ他からダウンロードし記載の上ご提出ください。

！！ご自身が受給対象かどうかわからない場合は、申請してください！！

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、横浜市で子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯等臨時特別支援事業については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



横浜市役所 「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

電話：045（641）8411

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに横浜市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに横浜市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。